

労働安全コンサルタント試験「精選過去問題集（400問）」正誤表

H28. 10. 8

テクノ・リアライズ

1. 法改正に伴う修正

| 項 | 修正箇所 | | 旧 | 新 |
|--------|-----------|----|---|---|
| P. 261 | H 2 4 - 6 | 解答 | ② | ②および④（④は法改正により、現時点では誤り。） |
| | | 解説 | ④正しい。足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅 20cm 以上の足場板を設けなければならない。（則 564 条） | ④誤り。足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業では、「(イ) 幅 40cm 以上の作業床を設ける。(ロ) 安全帯の取付設備を設け、安全帯を着用する。」のいずれもが必要である。しかし、(イ)においては、ただし書きで「困難なときは、この限りでない。」とされているため安全帯のみでも可となる。（則564条1項4号） |

2. より妥当な内容に変更

| 項 | 修正箇所 | | 旧 | 新 |
|--------|------------------------------|--|---|--|
| P. 5 | H 2 3 - 3 ⑤ →H 2 3 - 3 改変 | | 安全提案制度は、・・・TQC活動等と連携させながら、進めることが <u>ポイント</u> である。 | 安全提案制度は、・・・TQC活動等と連携進めることが <u>効果的</u> である。 <u>（原問は「ポイント」となっていたが、「効果的」に修正）</u> |
| P. 144 | H 2 5 - 2 4 解説 | | 基本事象の最小カット集合（当該災害を引き起こす必要最小限の基本事象の組合せ）から、2つの基本事象が等しくなるものは、「D」と「E」である。・・・④ | 3つの最小カット集合に（当該災害を引き起こす必要最小限の基本事象の組合せ）に含まれる各基本事象の存在場所から判断する。 ①誤り。「A」は1つの集合、「B」は2つの集合の存在する。 ②誤り。3つ目（3番目）の集合は、{C, D, E}と3つの事象から成り立っているため、「C」の効果は低くなる。 ③誤り。「D」は1つ集合のみ。 ④正しい。「D」と「E」は、3つ目のみに存在するため、等しくなる。 |

| | | | |
|--------|--------------|---|--|
| | | | ⑤誤り。②と同様、「E」は3つの事象の1つであるため、1/3の影響しか持たない。 |
| P. 274 | H 2 2 - 8 解説 | ②誤り。高圧の活線作業及び活線接近作業については、絶縁用保護具と絶縁用防具の両方が必要であり、いずれか一方では違反となる。 <u>なお、活線用作業器具を使用するならば、絶縁用保護具のみで足りる。</u> （則 341 条） | ②誤り。高圧の活線作業及び活線接近作業については、絶縁用保護具と絶縁用防具の両方が必要であり、いずれか一方では違反となる。 <u>なお、活線用作業器具を使用するならば、絶縁用保護具や絶縁用防具は不要である。</u> （則 341 条） |
| P. 279 | H 1 9 - 9 解説 | ②違反とならない。・・・ ここでは、100 m ² の貫流ボイラーが2基（合計 200 m ² ）であり、500 m ² 未満であるため、二級ボイラー技士免許でよい。 | ②違反とならない。・・・ <u>3 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25 m²未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）</u> ここでは、100 m ² の貫流ボイラーが2基（合計 200 m ² ）であり、 <u>蒸気ボイラー25 m²未満に当たるため</u> 、二級ボイラー技士免許でよい。 |

| | | | |
|--------|----------------|---|--|
| P. 280 | H 2 0 - 9 解説 | <p>③正しい。令 6 条 17 号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、令 6 条 17 号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。</p> | <p>③正しい。ボ則 62 条では、「事業者は、令 6 条 17 号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、令 6 条 17 号の作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。」と規定されているが、<u>1 m³以下のものは、令 6 条 17 号に該当しないため、違反とならない。</u></p> |
| P. 290 | H 1 8 - 1 1 解説 | <p>①誤り。特定元方事業者以外（建設業と造船業の事業者以外）は、合図の統一を必要としない。なお、関係請負人ごとではなく、すべて統一する。</p> | <p>①誤り。特定元方事業者を除く元方事業者は、則 643 条の 3 が適用され（則 639 条の準用）、合図の統一が必要となる。しかし、関係請負人ごとではなく、全体で同じものに統一しなければならない。</p> |
| P. 299 | H 2 0 - 1 2 解説 | <p>④誤り。プレス機械またはシャワーの安全装置は、ガード式、両手操作式、光線式、手引き式、手払い式があり、光線式安全装置等のみが、譲渡・貸与時の具備条件となっていない。</p> | <p>④誤り。<u>動力により駆動されるプレス機械は、厚生労働大臣が定める規格を具備しているものであれば、譲渡や貸与ができる。（法 42 条、法別表第 2）</u>従って、「<u>光線式安全装置等の安全装置の具備が必要</u>」とはならない。</p> |

| | | | |
|--------|----------------|--|--|
| P. 316 | H 2 0 - 1 5 解説 | ①正しい。また、・・・ | ①問題ない。また、・・・ |
| | | ③誤り。それぞれの動力プレス取り扱い者の個人のロッカー保管での保管は違反である。 <u>則 134 条の 2</u> ：動力プレスによる作業のうち令6条7号の作業以外の作業を行う場合において、動力プレス及びその安全装置に切替えスイッチを設けたときは、当該キーを保管する者を定め、その者に当該キーを保管させなければならない。 | ③違反。それぞれの動力プレス取り扱い者の個人のロッカー保管での保管は違反である。 <u>切替えスイッチのキーの保管は、動力プレスの台数により、次の者が保管する。</u> 5 台未満：定められたキー保管者（則 134 条の 2） <u>5 台以上：プレス機械作業主任者（則 134 条 3 号）</u> |

3. 記載ミスによる修正

| 項 | 修正箇所 | 旧（誤） | 新（正） |
|--------|-------------------|--|--|
| P. 230 | H 2 1 - 1 解説 ③ | ③誤り。製造業における安全管理者は、常時 300 人以上が条件となるが、選任すべき人数についての規定はない。 | ③誤り。製造業における安全管理者は、常時 50 人以上が条対象となる。これは、令 2 条の 2 号（総括安全衛生管理者の選任要件 300 人以上）に該当し、選任すべきことが規定されているが、選任人数についての規定はない。 |
| P. 243 | H 2 5 - 3 解答 | ② | ⑤ |
| P. 270 | H 2 7 - 7 解説 ⑤ | ⑤誤り。・・・(則 274 条) | ⑤誤り。・・・(則 321 条) |
| P. 306 | H 2 1 - 3 解説 ④ | ④誤り。高所作業車についても③と同様、 <u>1 t 以上は技能講習となる。</u> | ④誤り。高所作業車についても③と同様、 <u>10m 以上は技能講習が必要である。</u> |